関係所属長　殿

免許発第230号
令和６年12月25日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

指定自動車教習所の教習功労者及び優良指定自動車教習所に対する
表彰要領の制定について（通達乙）

みだしのことについては、「指定自動車教習所の教習功労者及び優良指定自動車教習所に対する表彰要領の制定について（通達）」により運用してきたところであるが、今後も自動車の運転教習を通じて、その教習水準の向上に顕著な功労のあった者に対する表彰を継続することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

指定自動車教習所の教習功労者及び優良指定自動車教習所に対する表彰要領

第１　目的

この要領は、多年にわたり指定自動車教習所（以下「教習所」という。）の業務に精励し、優良運転者の育成活動を通じて、交通安全の確保のために顕著な功労のあった教習所の役員、職員及び教習所に対する表彰を行い、もって、教習所における教習水準を高め、初心運転者教育の充実を図ることを目的とする。

第２　表彰の種別等

表彰は、本部長と一般社団法人高知県指定自動車学校協会長（以下「会長」という。）の連名による表彰とし、その表彰種別、表彰人員等は次のとおりとする。

１　教習功労者表彰

(1)　役員　毎年３名以内

(2)　職員　毎年５名以内

２　優良指定自動車教習所表彰

毎年１校

第３　選考基準等

１　教習功労者表彰

(1)　選考基準

教習功労者表彰は、人格・識見ともに優れ、自己の責任による交通事故、その他罰金以上の刑に処せられたことが過去10年間なく、また過去10年間における交通違反の点数が合計３点以内であること、かつ、過去３年以内に第１当事者となる交通事故及び交通違反がない者であって、次に掲げるいずれかの基準に該当する者の中から選考するものとする。

ア　教習所又は高知県指定自動車学校協会（以下「協会」という。）の役員としてその業務運営におおむね10年以上従事し、優良な運転者の育成に顕著な功績があった者

イ　教習所の職員として、その教習業務におおむね10年以上従事し、優良な運転者の育成に顕著な功績があった者

ウ　教習所の職員として、おおむね15年以上誠実に勤務し、勤務成績が優良であって教習所業務に顕著な功績があった者

エ　教習所又は協会の役員若しくは職員であって、教習業務に創意工夫を加え、又は教習機器の開発等により交通安全教育の推進に顕著な功績があった者

(2)　推薦手続

教習功労者表彰の推薦手続は、次によるものとする。

ア　免許センター長は、毎年２月末日までに、別記第１号様式の被表彰候補者調査票（以下「調査票」という。）を高知県指定自動車学校協会事務局（以下「事務局」という。）を経由して、各指定自動車教習所の管理者（以下「学校長」という。）に送付するものとし、これに基づき学校長が被表彰候補職員若干名を選考して､事務局に送付することとなる。

イ　免許センター長は、毎年３月末日までに、事務局が取りまとめた調査票の提出を受けた後、高知県指定自動車学校協会事務局長との協議を踏まえて、役員にあっては被表彰候補職員の中から３名以内の者を別記第２号様式の指定自動車教習所被表彰上申書（役員用）により、職員にあっては被表彰候補者の中から５名以内の者を別記第３号様式の指定自動車教習所被表彰上申書（職員用）により、順位を付して連名で本部長及び会長宛に上申するものとする。その際、提出された内申書については、全て上申書に添付すること。

ウ　選考の結果、基準に達した者がない場合には推薦しないものとする。

２　優良指定自動車教習所表彰

優良指定自動車教習所表彰は、公安委員会の指定を受けてから、15年以上にわたって初心運転者教育に積極的に取り組み、多数の優良運転者を育成するなど、運転者教育に顕著な業績を挙げた教習所とし、同年度の四国管区表彰又は全国表彰の被表彰上申教習所であっても重複しての表彰を妨げないものとし、次に掲げる基準を満たすものの中から選考するものとする。

(1)　過去３年間の初心運転者の事故者率の平均値が、過去３年間の全国の初心運転者の事故者率の平均値を上回っていないこと。

(2)　過去３年の最終年における初心運転者の事故者率が、当年における全国の初心運転者の事故率の平均値を上回っていないこと。

(3)　過去10年以内に、業務上の不正行為により公安委員会から卒業証明書又は、修了証明書の発行禁止処分等を受けていないこと。

(4)　過去３年以内に当該教習所の役職員が、その責による交通事故を起こしていないこと。

(5)　総合検査等の結果において、各指定基準が良好な状態で維持されていること。

(6)　その他、表彰するにふさわしくないと認められる事由がないこと。

第４　表彰の時期

表彰は、原則として協会の通常総会時において行うものとする。

第５　被表彰者の決定

被表彰者は、上申のあった被表彰候補者の中から、本部長と会長の協議を踏まえて決定するものとする。

第６　表彰状の様式

表彰状の様式は、教習功労者に対するものにあっては別記第４号様式の表彰状を、優良指定自動車教習所に対するものにあっては別記第５号様式の表彰状を基準とする。

別記

第１号様式（第３関係）

被表彰候補者調査票

所属教習所		
候補者	職　　名 住　　所 氏（ふりがな）名 生年月日	年　　月　　日 生 （　　歳）
経歴		
功績の内容		
参考事項		

〔記載上の注意事項〕

１　「経歴」欄には、最終学歴及び内申内容に関係のある経歴を記載すること。
　なお、経歴の始期及び終期を明記すること。

２　「功績の内容」欄には、功績の内容を具体的に記載すること。

３　「参考事項」欄には、過去の表彰歴その他参考事項を記載すること。

第２号様式（第３関係）

指定自動車教習所被表彰上申書（役員用）

順　　位	1	2	3
氏　　名 生年月日 所　　属 役　　職 住　　所			
経　　歴 （指導員歴）			
功　　績 の 概　　要			
参考事項			

第３号様式（第３関係）

指定自動車教習所被表彰上申書（職員用）

順　　位	1	2	3	4	5
氏　　名 生年月日 所　　属 役　　職 住　　所					
経　　歴 （指導員歴）					
功　　績 の 概　　要					
参考事項					

第４号様式（第６関係）

表彰状

所属指定自動車教習所名

氏名　様

あなたは多年にわたり指定自動車教習所の業務に従事し優良運転者の育成活動に専念され交通行政に寄与されました

その功労はまことに顕著でありここに記念品を添えて表彰します

年　月　日

高知県警察本部長

警視長　氏名　印

一般社団法人高知県指定自動車学校協会

会長　氏名　印

第５号様式（第６関係）

表彰状

指定自動車教習所名　　様

貴指定自動車教習所は公共的使命を自覚し初心運転者の育成に顕著な成績を収められましたここに記念品を添えて表彰します

年　月　日

高知県警察本部長

警視長　氏名　　印

一般社団法人高知県指定自動車学校協会

会長　氏名　　印